

新	旧
<p>第2部 ローカル5Gの柔軟な運用等に関する条件 第7章 共同利用等 (略)</p> <p>②のニーズ 面的なカバーエリアによって他者土地であっても自己土地のように安定的に運用したいというニーズ（図7-2参照）については、ローカル5G検討作業班では地域BWAの補完としてローカル5Gの利用が要望された。</p> <p>この点、ローカル5Gの無秩序な場所取りを誘発し、ローカル5Gの自営目的での新たな利用を阻害する可能性があることから慎重な議論が必要であり、今回は制度化を見送ることが適当である。</p> <p>ただし、今後のローカル5Gの普及状況を見ながら、ローカル5Gの周波数の有効利用の観点<sup>を踏まえ</sup>、<u>面的な広域利用については</u>、引き続き検討することとする。</p>	<p>第2部 ローカル5Gの柔軟な運用等に関する条件 第7章 共同利用等 (略)</p> <p>②のニーズ 面的なカバーエリアによって他者土地であっても自己土地のように安定的に運用したいというニーズ（図7-2参照）については、ローカル5G検討作業班では地域BWAの補完としてローカル5Gの利用が要望された。</p> <p>この点、ローカル5Gの無秩序な場所取りを誘発し、ローカル5Gの自営目的での新たな利用を阻害する可能性があることから慎重な議論が必要であり、今回は制度化を見送ることが適当である。</p> <p>ただし、今後のローカル5Gの普及状況を見ながら、ローカル5Gの周波数の有効利用の観点<sup>を踏まえ</sup>、引き続き検討することとする。</p> <p><u>なお、面的にカバーエリアを有する利用にあたっては、自営用途と面的な利用用途で屋外利用可能な周波数帯域を分割することも考えられるが、面的な利用のための専用帯域を確保する必要性についても、引き続き検討することとする。</u></p>